

お子さんが来庁されない場合の本人確認書類について

お子さん（0歳～18歳の方）が来庁されない場合（保護者の方への代理交付等の場合）にご持参いただきたいお子さんの本人確認書類は、以下の表のとおりです。

申請場面		本人確認書類（例）	
1歳未満の方 （特急発行）	出生届と同時申請	出生証明書（出生届様式と一体化済）	
	出生届と別に申請	母子手帳+資格確認書（健康保険証）※1	
1歳以上～ 18歳未満の方	新規取得	お子さんの顔写真※2（撮影から3ヶ月以内のもの）+母子手帳+資格確認書（健康保険証）※1	
	更新	顔写真付きマイナンバーカードを持っている	マイナンバーカード+母子手帳
		顔写真なしマイナンバーカードをもっている	マイナンバーカード+お子さんの顔写真※2（撮影から3ヶ月以内のもの）+母子手帳※1

※1 母子手帳や資格確認書（健康保険証）に代えて、医療費助成の受給者証や、お子さん名義の貯金通帳、学生証など2点を提示する方法でも受取可能です。

※2 お子さんの顔写真は、顔写真証明書作成に用います。印刷したものまたは、スマートフォン等の画像データとして、ご持参いただく方法でも受取可能です。

画像データの場合は、[町民生活課のメールアドレス chomin@town.taiwa.miyagi.jp](mailto:chomin@town.taiwa.miyagi.jp) に写真を送信いただきます。

保護者（法定代理人）の方については、マイナンバーカード、運転免許証、パスポートなどの顔写真付き本人確認書類を1点ご持参ください。

